

令和5年5月23日

▼タイトル

市消防職員および市職員の懲戒処分等について

別紙のとおり、職員の懲戒処分等行いましたので資料提供します。

▼問い合わせ先

○所 属： 消防本部 消防総務課
○電話 番号： 0740（22）5401

○所 属： 総務部 人事課
○電話 番号： 0740（25）8525

○所 属： 教育委員会事務局 教育総務部 教育総務課
○電話 番号： 0740（25）8558

市消防職員および市職員の懲戒処分等について

次のとおり、懲戒処分、分限処分および指導上の処分を行いましたので資料提供します。

【処分年月日】 令和5年5月23日

【被処分者】 市消防職員：ハラスメント事案6名、虚偽報告事案1名、私用車での物損事故事案1名、公用物（手袋）窃取事案1名
 市職員：ハラスメント事案1名

所属	職名	年齢	性別	処分内容	事案の概要および処分理由
消防本部	部長級	50歳代	男性	懲戒処分：減給10分の1（1月間） 分限処分：降任（課長級）	<p>令和2年4月以降、部下の職員に対し、差別的発言、威圧的行動、事実の隠蔽、不適切発言等のパワーハラスメントと認められる行為を行い、部下の職員に精神的苦痛を与え、就業環境を悪化させた。</p> <p>このことは、地方公務員法第29条第1項第1号「関係法令等に違反した場合」および第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当するため懲戒処分を行った。</p> <p>被処分者の降任によらなければ、組織運営および規律保持に支障が生じるため、分限処分を行った。</p>
消防本部	次長級	50歳代	男性	懲戒処分：停職（6月間） 分限処分：降任（主監級）	<p>平成23年以降、部下の職員に対し、指導と称した大声での叱責、罵声や暴言を吐く、威圧的行動、暴力行為、セクシャルハラスメント発言等のハラスメントと認められる行為を行い、部下の職員に精神的苦痛を与え、心身に故障を生じさせ、就業環境を悪化させた。</p> <p>このことは、地方公務員法第29条第1項第1号「関係法令等に違反した場合」および第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当するため懲戒処分を行った。</p> <p>被処分者の降任によらなければ、組織運営および規律保持に支障が生じるため、分限処分を行った。</p>

所属	職名	年齢	性別	処分内容	事案の概要および処分理由
消防本部	次長級	50歳代	男性	指導上の処分：文書訓告	ハラスメント防止措置を講じるべき管理監督職でありながら、適切な措置を講じず、職場環境を悪化させた。 このことは地方公務員法第29条第1項第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に準ずるものである。
消防本部	課長級	50歳代	男性	懲戒処分：減給10分の1（1月間）	令和3年度において、部下の職員に対し、指導と称した大声での叱責、暴言等のパワーハラスメントと認められる行為を行い、部下の職員に精神的苦痛を与え、退職者を生じさせ、就業環境を悪化させた。 このことは、地方公務員法第29条第1項第1号「関係法令等に違反した場合」および第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当する。
消防署	課長級	50歳代	男性	懲戒処分：減給10分の1（1月間）	平成30年4月から平成31年1月にかけて、部下の職員に対し、所属長とともに、指導と称した大声での叱責、書類を叩きつけるように置く、椅子を蹴るなどの暴力行為等のパワーハラスメントと認められる行為を行い、部下の職員に精神的苦痛を与え、心身に故障を生じさせ、就業環境を悪化させた。 このことは、地方公務員法第29条第1項第1号「関係法令等に違反した場合」および第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当する。
消防署	主監級	50歳代	男性	懲戒処分：戒告	令和3年度から令和4年度中に、部下の職員や同僚の職員に対し、業務を滞らせるほどの意見交換や暴言等のパワーハラスメントと認められる行為を行い、部下の職員や同僚の職員に精神的苦痛を与え、就業環境を悪化させた。 このことは、地方公務員法第29条第1項第1号「関係法令等に違反した場合」および第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当する。
消防署	参事級	40歳代	男性	懲戒処分：戒告	複数の消防職員との間で、少なくとも10年以上に渡る長期間、金銭の貸し借りが行われ、状況調査時においては返済について職員と口裏合わせをして虚偽報告を行い、同じ職場の職員からの投書により事案が発覚したことは、組織に対する不信感や職場全体の士気を招く結果となった。 このことは、地方公務員法第29条第1項第1号「関係法令等に違反した場合」および第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当する。

所属	職名	年齢	性別	処分内容	事案の概要および処分理由
消防本部	係長級	30歳代	男性	懲戒処分：戒告	<p>令和5年4月28日（金）通勤途中に自身が運転する自動車コンビニエンスストアに立ち寄り、買い物を終え、勤務地に出発しようとして駐車場にて自動車を後退させた際、コンビニエンスストアが設置している電灯に自動車後部を接触させ、その事実をコンビニエンスストアに報告せず、そのまま現場を立ち去った。</p> <p>このことは、地方公務員法第29条第1項第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合」に該当するとともに、同法第33条「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」の規定に違反する。</p>
消防署	主任級	30歳代	男性	懲戒処分：停職（3月間）	<p>令和5年2月20日（月）に勤務場所の仮眠室にて、消防職員に貸与されている公用物の手袋（3名分）を窃取し、窃取した手袋をフリマアプリに出品したことを認めた。</p> <p>この非違行為は、地方公務員法第29条第1項第1号「関係法令等に違反した場合」および第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当するとともに、同法第33条「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」の規定に違反する。</p>
教育委員会事務局	課長級	50歳代	男性	懲戒処分：減給10分の1（2月間）	<p>令和4年度において、部下の職員に対し、指導と称して大声で怒鳴る、机を叩いて威嚇する、暴言等のパワーハラスメントと認められる行為を行い、部下職員に精神的苦痛を与え、心身に故障を生じさせ、勤務につけない状況を招くとともに、就業環境を悪化させた。</p> <p>このことは、地方公務員法第29条第1項第1号「関係法令等に違反した場合」および第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当する。</p>

【参 考】

「懲戒処分」 地方公務員法第29条 職員の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序の維持を目的に行う処分。

「分限処分」 地方公務員法第28条 公務能率の向上と維持のために、一定の事由がある場合に身分上の変動をもたらす処分。

「指導上の処分」 懲戒処分ではないが、職員の義務違反に対して、責任の確認と将来を戒める処分。

お詫びと再発防止への取組

本日、職場においてハラスメント行為を行った職員、および、所属職員に対する管理監督者に対し、懲戒処分、分限処分および指導上の処分を行いました。

職場におけるハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける、社会的に許されない行為であるとともに、職員の能力の発揮を妨げ、職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会に大きな影響を与える問題です。

市民の安心安全を守る職場において、ハラスメント行為が横行し、組織の管理監督者として問題に対処する責務を果たさなかったことは、誠に遺憾であり、市民の皆様、関係する皆様の信頼を損ねる事態になりましたことに、心より深くお詫び申し上げます。

今回の事案を真摯に受け止め、今後、消防部局を含め市役所一丸となって、ハラスメント防止対策を強化するとともに、健全な働きやすい職場づくりを進め、社会の信頼に応えるべく職員一同努力して参ります。

○再発防止への取組

- ・ ハラスメント相談窓口を設置（消防総務課に新設）し、誰もが相談しやすい体制を整える。
- ・ 全職員を対象としたハラスメント研修の定期的な実施。外部講師の活用。
- ・ 管理監督職を対象とした倫理教育機会の提供（学び直し）。

本日はハラスメント事案のほか、虚偽報告、私用車での物損事故、公用物（手袋）の窃取を行った職員に対する懲戒処分も行いました。職員がこのような行為を行ったことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今一度、職員一人ひとりが法令を遵守することを確認し、信頼回復に努めて参ります。